

昭和二十八年建設省令第二十三号

北海道防寒住宅建設等促進法施行規則
北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）第五條第一項及び第十條第一項の規定に基き、及び同法を実施するため、北海道防寒住宅建設等促進法施行規則を次のように定める。

（補助金交付申請書）

第一条 北海道防寒住宅建設等促進法（以下「法」という。）第五條第一項の規定により国土交通大臣に提出すべき補助金交付申請書、事業計画書及び経費見積書の様式は、それぞれ別記第一号様式、第二号様式及び第三号様式とする。

（補助金の交付申請の手続）

第二条 前条の補助金交付申請書は、当該年度の前年度の三月三十一日までに提出するものとする。但し、特別の事由がある場合においては、この限りでない。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年三月二十七日建設省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十二年一月三十一日建設省令第一〇号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年一月二〇日建設省令第四一号）抄

（施行期日）
1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附則（令和三年八月三十一日国土交通省令第五三三号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第一号様式

別記第二号様式（イ）

Table with 4 main columns: 研究種別名, 研究日誌, 研究内容, 研究結果. Includes sub-headers for 研究種別名 (氏名, 所属機関, 最寄字及住所, 専攻科目) and 研究日誌 (研究開始日, 研究終了日, 研究期間).

記入上の注意: 試験研究は(イ)以上の区分に属しない試験を含む場合は、(イ)以外の区分に属するものとする。

別記第二号様式（ロ）

Table with 4 main columns: 事業の種類, 事業実施上の必要書類, 事業実施上の必要書類, 事業実施上の必要書類. Includes sub-headers for 事業の種類 (事業の種類, 事業の必要書類), 事業実施上の必要書類 (事業実施上の必要書類), 事業実施上の必要書類 (事業実施上の必要書類), 事業実施上の必要書類 (事業実施上の必要書類).

記入上の注意: 事業実施上の必要書類のうち、(イ)及び(ロ)以外の書類は、別記第二号様式(イ)及び(ロ)に添付して提出する。

別記第二号様式（ハ）

Table with 4 main columns: 研究種別名, 研究日誌, 研究内容, 研究結果. Includes sub-headers for 研究種別名 (氏名, 所属機関, 最寄字及住所, 専攻科目) and 研究日誌 (研究開始日, 研究終了日, 研究期間).

記入上の注意: 試験研究は(イ)以上の区分に属しない試験を含む場合は、(イ)以外の区分に属するものとする。

第三号様式

試験研究
普及
技術者（技能者）の養成又は研修
事業に関する経費見積書

収入の部

事業名	経費総額（又は経費見積総額）	経費の負担内訳（円）				前年度経費総額	増減	備考
		国	道	市町村	その他			
試験研究事業								
普及事業								
技術者（技能者）の養成又は研修事業								
計								

支出の部

事業名	科目	経費総額（又は経費見積総額）	前年度経費総額	備考
試験研究事業				
普及事業				
技術者（技能者）の養成又は研修事業				
計				

（記入上の注意）
 ① 事業名欄は、法第四条各号ごとの区分に従い記入し、同条第一号の事業については研究課題別に、同条第二号及び第三号の事業については、返還指導、資料の展示等に区分して記入すること。
 ② 支出の部の備考欄には、経費総額（又は経費見積総額）の積算基礎等を記入すること。